

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1. 北中城村全体に関する事項（村全体の文化財保護方針）

北中城村全体の文化財保護の方針について、以下の九つの項目で基本的な考え方を示す。

- (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針
- (2) 文化財の修理（整備）に関する方針
- (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針
- (4) 文化財の周辺環境や景観の保全・形成に関する方針
- (5) 文化財の防災・防犯に関する方針
- (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針
- (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針
- (8) 教育委員会等の体制と今後の方針
- (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

#### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

北中城村には、国指定文化財が3件、県指定文化財が2件、村指定文化財が15件、合計20件の有形、無形の文化財が存在する。また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財、いわゆる国の記録選択にあげられている「沖縄の綱引き」は、本村でもいくつかの集落で行われており、後世に継承すべき重要な民俗文化財といえる。

これらの指定文化財については、文化財保護法、沖縄県文化財保護条例、北中城村文化財保護条例、その他関係法令に基づき、保存・管理を実施するとともに、所有者や管理者に対し、保存・管理に向けた助言等を行っている。

一方で、指定されていない文化財も村内に多く分布することから、調査・研究によりこれらの歴史的・文化的価値を把握し、保存・活用の検討を進めていく必要がある。

北中城村第五次村総合計画では、「世界遺産中城城跡・県営中城公園及びバッファゾーンなど周辺地域の一体的な活用、文化財とその周辺の歴史的風致の維持・向上に向けた取り組み、史跡等の囲い・制札・標柱・説明板等の整備など歴史文化資源の保全・整備・活用を図ります。」と掲げている。

このような中で、重要文化財の保存・活用については、中城村が世界遺産中城城跡の保存活用計画を策定しているものの、それ以外の文化財については保存活用計

画が未策定となっており、今後は計画の策定を検討する必要がある。

さらに、未指定の文化財を含めた村内すべての文化財の保存・活用については、「沖縄県文化財保存活用大綱」の考え方等を踏まえ、「北中城村文化財保存活用地域計画」の策定を検討していくこととする。

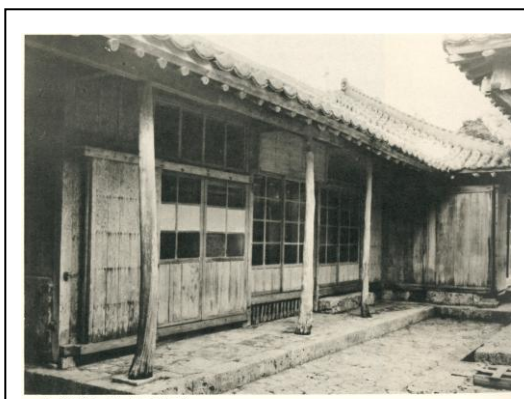
## (2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理については、日常的な維持管理としての予防対策と損傷の早期発見が重要となることから、所有者等に対し意識向上を図るための適切な助言を行い、必要に応じて修理等に適切に対応する。

修理に際しては、文化財としての価値を損なうことのないよう、過去の修理履歴や調査記録などを活用するとともに、十分な調査と専門家による指導・助言を踏まえ、必要な措置を講ずることとする。

指定文化財の修理・整備にあたっては、文化財保護法、沖縄県文化財保護条例、北中城村文化財保護条例に基づき適切に行うとともに、必要に応じて文化庁や沖縄県文化財保護審議会、北中城村文化財保護審議会から指導・助言を受けるなど、関係機関や専門家と連携して進める。また、所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国や県の各種補助制度の活用も検討する。

さらに、未指定文化財については調査を進め、歴史的価値が認められたものを所有者などと協議のうえ、本計画の歴史的風致形成建造物や村文化財等への指定を進め、保存・活用に努める。



■中村家住宅 トウングワ（修理前）  
平成元年九月 中村家住宅修理工事報告書  
より掲載



■中村家住宅 トウングワ（竣工）  
平成元年九月 中村家住宅修理工事報告書  
より掲載

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

北中城村には文化財の保存・活用を目的とした常設の展示施設が確保されていない。現在は中央公民館内に民具などを保管し、イベント時に簡易的な展示コーナーを設けるにとどまっておき、恒常的な展示環境は未整備の状況にある。

一方、世界遺産中城城跡では、城跡を背景に舞台を設置し、村民が民俗芸能を披露するなど、無形の民俗文化財の保存・継承活動が行われている。また、村内の集落では、地域の歴史文化資源をめぐる散策ルートが設定され、各所に休憩施設や案内サイン、説明板が設置されている。さらに、歴史ガイドによる案内も実施され、地域の魅力発信に資している。

今後は、中城村・北中城村が連携のもと、世界遺産中城城跡と一体となった文化芸能の発信を進めるとともに、世界遺産センターの機能を備えた歴史文化拠点施設の整備を目指す。あわせて、村内文化財の保存・活用を一層推進するため、文化財に付随する便益施設の充実、老朽化した集落内各所の案内サイン・説明板の再整備、さらには多言語化対応の強化などに取り組むこととする。

### (4) 文化財の周辺環境や景観の保全・形成に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財そのものに大きな影響を及ぼすことから、文化財の保存・活用を進めるうえで、周辺環境と一体となった対策を講じることが重要である。その実現に向けては、都市計画法や景観法、北中城村全村植物公苑づくり条例、北中城村景観計画等の関係法令に基づき、民間事業者、地域住民、文化財所有者と合意形成を図りながら、文化財と周辺環境との調和に努める。

また、文化財及びその周辺環境において景観を阻害する要素に対しては、改善や除去などの対応を進め、文化財と調和した良好なまちなみの形成を目指す。

### (5) 文化財の防災・防犯に関する方針

村では、中城北中城消防本部や文化財所有者などの関係機関・関係者との連携のもと、文化財に対する防災対策を検討し、火災報知設備や消火設備、防災体制の整備を進めていく。

あわせて、文化財の所有者や管理者に対して防災意識の啓発を行うとともに、防災施設・設備の整備が必要な文化財については補助事業を活用し、その導入を支援する。また、「文化財防火デー」には、所有者や中城北中城消防本部と連携して防火訓練を実施する。

防犯対策については、盗難や毀損などの被害を未然に防ぐため、地域住民や所有者などと連携し、日常的な見守りを行う。さらに、防犯設備の設置を推奨するなど、被害防止に向けた取り組みを推進する。

## (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

### ①文化財の情報発信の充実

文化財の保存・活用を適切に進めるためには、文化財に関する情報を継続的に発信することが重要である。

現在、村や村観光協会ホームページ、散策路マップ（歴史と文化の散歩道）の作成、配布等を通じて広く情報提供を行っていることから、今後も内容の充実等を図りつつ、様々な媒体を活用して情報提供を強化する。

### ②村民の学習機会の充実

村民が地域の歴史文化に触れ、誇りと愛着を育む上で、文化財の保存・活用は有効な取り組みであり、その普及・啓発を図ることが重要である。

現在、村では学校からの依頼を受けて「歴史文化体験学習」を適宜実施しており、また、村民からの依頼により村職員による「出前講座」（北中城村の歴史等）を行っている。今後も、村民ニーズを踏まえ、文化財の保存・活用に関する普及・啓発事業を推進する。

### ③文化財を活用した観光振興と環境整備

来訪者が本村の文化財を通じて地域の歴史文化への理解を深め、より豊かな滞在の機会を得られるよう、観光振興と連携した文化財の活用を進めることが重要である。

現在、村内では重要文化財等を活用し、伝統芸能の上演や一般向けフォトウェディングなどの文化イベントを実施し、多くの来訪者を迎えている。また、散策路マップの作成や文化財説明板の整備により、来訪者の周遊環境も整備しつつある。今後は、観光振興の視点も踏まえて文化財の保存・活用を推進するため、イベントの開催やインバウンドも含む来訪者の周遊を支える屋外環境の整備（休憩施設、案内サイン・説明板等）等に取り組む。

## (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

北中城村内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が複数確認されており、重要な歴史遺産として文化財保護法に基づく保護が必要である。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、文化財保護法に基づき事前の届出や通知が義務づけられている。また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所で遺跡が発見された場合には届出や通知が必要となる。これらの点については、開発事業者に対し法的義務があることを周知していくとともに、沖縄県教育委員会の指導助言を受けながら、開発事業者との十分な協議を経て保護を図る。

## (8) 教育委員会等の体制と今後の方針

文化財の保存・活用については、村教育委員会生涯学習課が所管しており、課長一人、担当係長一人（埋蔵文化財専門職）、担当主査一人（埋蔵文化財専門職）、担当主事一名（埋蔵文化財専門職）の体制で、文化財の保護・調査・指定・整備・活用、埋蔵文化財の発掘調査などに対応している。今後も、現体制を維持しつつ、必要に応じて技術職の配置など体制の充実を図る。

また、文化財保護行政に関わる教育委員会の諮問機関として、村文化財保護審議会条例に基づき「北中城村文化財保護審議会」が設置されている。同審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査・審議し、これらに関して教育委員会へ建議を行っている。審議会は五人の委員で構成され、文化財一人、民俗学二人（うち一人は美術工芸等の他分野と重複）、自然（生物）一人、考古学一人の専門家が参画している。今後とも現体制のもと、本村の文化財保護行政に対し指導・助言を仰ぐこととする。

## (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本村の文化財を保存・活用していくにあたっては、村役場をはじめとする行政機関だけではなく、地域で文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携していくことが重要である。

本村の文化財の保存・活用に関わる団体は、北中城村青年連合会、熱田南島保存会など複数の団体があり、地域の無形民俗文化財や有形文化財の保存・継承に取り組んでいる。

今後とも、これらの団体を通じて、住民主体の文化財の保存・活用などの取り組みが一層進展していくよう、人材育成や活動費助成等の支援を進めていく。

### ■北中城村の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	活動エリア	活動概要
北中城村青年連合会	村全域	各地のエイサーの保存・継承活動
熱田南島保存会	熱田区	熱田南島の保存・継承活動
字喜舎場民俗芸能保存会	喜舎場区	喜舎場の民俗芸能（棒術、獅子舞）の保存・継承活動
字島袋民俗芸能保存会	島袋区	赤木名節の保存・継承活動
中城村・北中城村文化財案内人グスクの会	村全域	世界遺産中城城跡の無料ガイドを行っている組織
中村家自衛消防団	中村家住宅一帯	重要文化財中村家住宅及び周辺の防火活動、防火パトロール等

## 2. 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、史跡2件、重要文化財1件、村指定文化財2件（有形民俗文化財、史跡）の、計5件の指定文化財が所在している。

これらのうち、国指定文化財である世界遺産中城城跡においては、中城村策定の保存活用計画に基づき、適切な保存管理及び活用が図られるよう取り組む。

また、重要文化財中村家住宅や、村指定文化財である有形民俗文化財荻道のヒージャーガーなどについては、歴史的風致を構成する重要な要素であることから、適切な保存・管理を行うとともに、それぞれの価値を活かした活用方策についても検討を進めていく。

さらに、指定文化財に限らず、本計画に基づき指定する歴史的風致形成建造物についても、適切な保存・管理を行う。

### (2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重要文化財中村家住宅については、修繕が必要な箇所を定期的に確認し、必要に応じて所有者等と保存方針について協議を行いながら、適切な修理を実施する。

その他の文化財についても、その実態に応じ、歴史的風致の維持向上に資するよう、文化財保護法や北中城村文化財保護条例及び関係法令に基づき、適切な修理・整備を図っていく。

#### <関連事業>

- ・「中村家住宅」管理防災設備保守点検等整備事業（期間の定めなし）

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、文化財の保存や活用を目的とした常設の展示施設や保存施設が整備されておらず、教育普及や情報発信の面で十分とはいえない状況にある。

将来的には、中城村との連携のもと、世界遺産センターの機能を備えた歴史文化拠点の整備について検討を進めていく。

#### <関連事業>

- ・北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・基本設計策定事業（令和8年度）

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内一帯においては、平成 29 年 3 月に策定した「北中城村景観計画」において、世界遺産のバッファゾーンとして良好な景観形成が望まれる区域として、建築行為等に関する基準を定めている。今後も、これらの基準に基づき、文化財の周辺環境の保全と調和のとれた景観形成を図っていく。

##### <関連事業>

- ・景観形成助成事業（平成 28 年～）
- ・村内遺跡等予備調査事業（令和 8～10 年度）
- ・空き家・空き地活用検討事業（令和 8 年度）

#### (5) 文化財の防災に関する具体的な計画

世界遺産中城城跡及び重要文化財中村家住宅では、中城北中城消防本部との連携のもと、「文化財防火デー」に合わせた防火訓練を実施している。今後も引き続き、訓練等の活動を通じて、重点区域周辺の地域住民を含め村民全体に、文化財防災に対する意識向上を図っていく。加えて、文化財のき損や盗難などに対する防止方策・対策を未然に講じることとする。

##### <関連事業>

- ・「中村家住宅」管理防災設備保守点検等整備事業（期間の定めなし）

#### (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

世界遺産中城城跡及び重要文化財中村家住宅については、その文化的価値をより多くの来訪者に伝えるため、ボランティアガイドや各種媒体を活用した情報発信などを通じ、文化財の保存活用に関する普及・啓発に努める。

#### (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内には「周知の埋蔵文化財包蔵地」が四か所所在しており、該当の箇所が開発行為を行う場合は事前の届け出と事前協議が必要となる。今後も、開発に伴う現状の変更に際しては、文化財保護法に則した指導を徹底する。

##### <関連事業>

- ・村内遺跡等予備調査事業（令和 8～10 年度）

## (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内では、世界遺産中城城跡のボランティアガイド活動を行う「中城村・北中城村文化財案内人グスクの会」が活動しており、世界遺産中城城跡及びその周辺地域の歴史を活かした文化財の普及・啓発に取り組んでいる。

今後も、関係団体や行政との連携を深めるとともに、活動の周知を通じて担い手の育成に向けた支援を図っていく。